

港北安心・安全コミュニティー創生協議会による防犯 カメラ設置事業補助金のご案内について

時下 皆様におかれましてはますますのご清祥のことと存じます。

また、日頃より地域の防犯活動にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、安心して安全な地域の創生を目的として設立された「港北安心・安全コミュニティー創生協議会（以下、創生協議会）」と港北防犯協会などで作る「港北区防犯カメラ設置合同委員会」では、連携して「防犯カメラ設置事業補助制度」を実施しており、委員会設立当初の目標であった「区内100台の防犯カメラ設置」を近日中に達成する見込みです。

令和4年度も当事業について実施いたしますが、申し込み方法等が変更されましたのでご注意ください。

なお、この防犯カメラ設置事業補助制度についても、神奈川県・横浜市による「地域防犯カメラ設置補助制度」と同様に、区役所地域振興課の窓口で申請書をお預かりします。

詳しくは、区役所地域振興課までご相談ください。

1 補助金額及び台数

上限金額：11万円／台

上限台数：区全体で5台／年（5台以上応募があった場合は審査になります。）

2 補助対象経費

防犯カメラの機器等の購入費及び設置のための費用

※ 電気料金、機器の保守点検費用等の維持管理費は補助対象外です。

3 申請用紙配付場所

区役所地域振興課

4 申し込み締め切り

令和4年6月末日

5 相談・提出先

区役所地域振興課（持参）

港北安心・安全コミュニティー創生協議会について

「港北安心・安全コミュニティー創生協議会」は、港北区内の防犯カメラの設置促進と啓発活動を通じて、「犯罪を起こさせない・起きない」地域コミュニティーのモデル地区づくりを目的に、趣旨に賛同する港北区内の個人・企業から広く協賛金を募り、民間主導で自治会町内会への防犯カメラ設置に取り組んでいます。

担当：港北区役所地域振興課宮澤・中尾

電話：540-2234 FAX：540-2245

Mail：ko-bouhan@city.yokohama.jp

港北安心・安全コミュニティ創生協議会 防犯カメラ設置補助金について

区内では、「港北区防犯カメラ設置合同委員会」によって、全国でも例にない、民間団体主導の防犯カメラ設置が進められています。この委員会は、「港北安心・安全コミュニティ創生協議会（区内の企業や個人などから広く協賛金を募り、補助金の交付など、防犯カメラ設置を促進する）」と「港北防犯協会（地域の防犯意識啓発や防犯活動を促進する）」によって組織されています。

(1) 補助対象となる地域防犯カメラ

港北区内の自治会・町内会が、地域の安全・安心まちづくりのために道路等の公共空間を撮影する防犯カメラ

(2) 補助対象経費

- ・ 防犯カメラの機器等の購入費及び設置のための費用

※ 電気料金、機器の保守点検費用等の維持管理費は対象外となります。

(3) 補助金額及び上限台数：1台あたり上限11万円

区全体で設置台数5台／年が上限（応募が5台以上の場合は審査になります）

(4) 申し込み締切：令和4年6月末日

防犯カメラ設置から補助金交付までの流れ

①相談

港北区役所地域振興課で、制度の説明や必要な関係書類をお渡しします。（要綱・申請書・運用ルール等）

②申請前の準備

- ・ 設置場所については、警察署生活安全課と協議してください。
- ・ 自治会町内会の総会・役員会・委員会等で合意を得てください。
- ・ 防犯カメラ設置事業者から見積りをとってください。

③申請

区役所地域振興課で申請書（第1号様式）と見積書をお預かりします。（6月末日まで）

※設置場所によっては、東京電力や土木事務所等から許可を得る必要がありますが、申請時には答申書や許可証等は提出の必要ありません。

「横浜市地域防犯カメラ設置補助金」の申請書の添付書類で代用をすることができますので、地域振興課にご相談ください！

④審査

港北安心・安全コミュニティ創生協議会（以下「創生協議会とする」）で審査します。

⑤通知

創生協議会から、自治会町内会へ審査結果を通知します。

⑥報告

防犯カメラ設置後、30日以内に実績報告書（第4号様式）、領収書および口座振替依頼書を地域振興課へ提出してください。

※実績報告書は防犯カメラ設置事業者の設置完了報告書の写しをもって代えることができます。

⑦補助金の交付

創生協議会から補助金が交付されます。